



# 鳥取県公報

平成 29 年 10 月 17 日(火)  
号外第 81 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する 条例（38）（税務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例（39）（空港港湾課）・・・・・・・・・・ 6 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（40）（〃）・・ 7
◇ 規 則	鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則（47）（〃）・・・・・・・・・・ 10

=====公布された条例のあらまし=====

## ◇特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部が改正され、地域経済牽引事業のための施設のうち一定の要件を満たすものを設置した者について不動産取得税の課税免除をしたときは、地方交付税による減収補てんを行うとされたことに鑑み、当該不動産取得税を課税免除する特例を定める。

## 2 条例の概要

- (1) 地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画に記載された促進区域内において、地域経済牽引事業の用に供する施設で一定の要件を満たすものを新設し、又は増設した者に対する不動産取得税は、課税免除する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県港湾管理条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

鳥取港の利用促進を図るため荷役機械を更新することに伴い、当該荷役機械の使用料の額を定める。

## 2 条例の概要

- (1) クローラクレーンの使用料は、1時間につき15,012円とする。
- (2) ジブクレーンの使用料を廃止する。
- (3) 施行期日は、公布の日から起算して30日を経過した日とする。

## ◇鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

- (1) 鳥取空港について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「民間資金法」という。）の規定による公共施設等運営事業の導入を可能とするため、所要の改正を行う。
- (2) 空港の管理の適正化を図るため、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 知事は、民間資金法の規定により、選定事業者に空港の運営等に係る公共施設等運営権を設定することができることとする。
- (2) 選定事業者の選定は、規則で定めるところにより知事に申請を行った民間事業者が基準に適合すると知事が認めた場合に行うものとする等、公共施設等運営事業の導入に必要な事項を定める。
- (3) 知事は、空港の運用時間内に航空機の離陸、着陸又は停留のため空港の施設を利用しようとする者に対し、航空機による空港の利用について空港管理上必要な指示をし、又は条件を附することができるとともに、これらに違反した者に対し、必要な措置を命ずることができることとする。
- (4) 航空機及び給油装置が電氣的に接続していないときは、航空機の給油作業等を行うことができないこととする。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日は、公布日から起算して30日を経過した日とする(3)及び(5)の一部に関する事項を除き、公布日とする。

=====公布された規則のあらまし=====

## ◇鳥取県営鳥取空港管理規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、民間事業者に施設の運営権を設定する公共施設等運営事業の導入が可能とされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 公共施設等運営事業を行う選定事業者の選定に係る申請の手続等について定める。
- (2) 空港施設の利用に係る届出書等の様式について所要の改正を行う。
- (3) 施行期日は、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正条例」という。）第2条の規定の施行日とする(2)に関する事項の一部を除き、改正条例の施行日とする。

# 条 例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第38号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律</u>（平成19年法律第40号。以下「<u>地域経済牽引事業促進法</u>」という。）、地域再生法（平成17年法律第24号）及び山村振興法（昭和40年法律第64号）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>促進区域</u>における不動産取得税の課税免除)</p> <p>第3条 <u>地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号</u>に規定する<u>促進区域内</u>において、<u>地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日</u>（以下この条において「同意日」という。）から起算して5年以内に、<u>地域経済牽引事業促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のために地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令</u>（平成19年総務省令第94号）<u>第2条に規定する対象施設</u>（以下「対象施設」という。）を設置した<u>地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者</u>に対し、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手が</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）、<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律</u>（平成19年法律第40号。以下「<u>企業立地促進法</u>」という。）、地域再生法（平成17年法律第24号）及び山村振興法（昭和40年法律第64号）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>同意集積区域</u>における不動産取得税の課税免除)</p> <p>第3条 <u>企業立地促進法第9条第1項</u>に規定する<u>同意集積区域内</u>において、<u>企業立地促進法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日</u>（以下この条において「同意日」という。）から起算して5年以内に、<u>企業立地促進法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令</u>（平成19年総務省令第94号。<u>以下この条において「企業立地促進法省令」という。</u>）<u>第3条に規定する対象施設</u>（以下「対象施設」という。）を設置した<u>事業者</u>（<u>企業立地促進法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって、企業立地促進法省令第4条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。</u>）に対し、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に</p>

あった場合における当該土地の取得に限る。) については、不動産取得税を課さない。

限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。) については、不動産取得税を課さない。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第2条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号。以下「改正法」という。)の施行前に改正法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「旧法」という。)第14条第3項の規定により企業立地計画の承認(旧法第15条第1項の規定による変更の承認を含む。)を受けた事業者及び改正法附則第3条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例により企業立地計画の承認又はその変更の承認を受けた事業者に係る不動産取得税の課税免除については、改正前の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第39号**

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例

鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）			
1 港湾施設用地以外の港湾施設				1 港湾施設用地以外の港湾施設			
港湾施設の種類	区分	使用料		港湾施設の種類	区分	使用料	
		単位	金額			単位	金額
略				略			
荷役機械	クローラクレーンを使用する場合	1時間につき	15,012円	荷役機械	ジブクレーンを使用する場合	1時間につき	5,142円
						1週間につき	230,400円
	略		略		略		略
2 略				2 略			
備考				備考			
1～3 略				1～3 略			
4 港湾施設用地に工作物を設置する場合に係る使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、上屋の専用使用をする場合及び港湾施設用地に工作物を設置しない場合に係る使用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、上屋にあっては1月として計算し、港湾施設用地にあっては日割りをもって計算し、荷役機械に係る使用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。				4 港湾施設用地に工作物を設置する場合に係る使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、上屋の専用使用をする場合及び港湾施設用地に工作物を設置しない場合に係る使用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、上屋にあっては1月として計算し、港湾施設用地にあっては日割りをもって計算し、荷役機械に係る使用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算し、荷役機械に係る使用期間が1週間未満であるとき、又はその期間に1週間未満の端数があるときは、1週間として計算する。			
5 略				5 略			

附 則

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第40号**

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給油作業等の制限)</p> <p>第7条 空港における航空機の給油又は排油の作業は、次の各号に掲げる場合には、行なってはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 航空機及び給油装置が<u>電氣的に接続して</u>いないとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>(土地等の使用)</p> <p>第11条 空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者は、第4条又は第4条の2第1項の規定により使用する場合を除き、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る土地等の使用の態様又は目的を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第20条 この条例（次条及び第22条第1項を除く。）に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。</p> <p><u>(公共施設等運営権を設定する場合の特例)</u></p> <p>第21条 知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第16条の規定により、選定事業者（同法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に空港の運営等（同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権（同条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定することができる。</p>	<p>(給油作業等の制限)</p> <p>第7条 空港における航空機の給油又は排油の作業は、次の各号に掲げる場合には、行なってはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 航空機及び給油装置が<u>電位零以外の地点に接</u>地しているとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>(土地等の使用)</p> <p>第11条 空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者は、第4条の規定により使用する場合を除き、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る土地等の使用の態様又は目的を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第20条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。</p>

<p>2 前項の選定事業者の選定は、規則で定めるところにより知事に申請を行った民間事業者が次に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合に行うものとする。</p> <p>(1) <u>空港の運営等に関する計画が当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。</u></p> <p>(2) <u>空港の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。</u></p> <p>第22条 前条第1項の規定により公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者（以下「運営権者」という。）が行う業務は、空港の運営その他の知事が別に定める業務とし、その基準は、知事が別に定める。</p> <p>2 前項の業務を行うため、この条例（前条及び前項を除く。）の規定に基づく知事の権限は、第20条の規定にかかわらず、運営権者が行うものとする。</p> <p>第23条 前条第2項に規定する場合においては、第4条又は第4条の2第1項の規定により空港の施設を利用する者及び第11条第1項の規定により土地等の使用の許可を受けた者は、運営権者が別に定める当該施設の利用及び土地等の使用に係る料金を納めなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、第16条及び第17条の規定は適用しない。</p> <p>3 運営権者は、第1項の料金を減免し、又は返還することができる。</p> <p>（規則への委任） 第24条 略</p>	<p>（規則への委任） 第21条 略</p>
--	----------------------------

第2条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（運用時間内の空港の施設の利用の届出等） 第4条 略</p> <p>2 知事は、前項の者に対し、航空機による空港の利用について空港管理上必要な指示をし、又は条件を附することができる。</p> <p>（運用時間外の空港の施設の利用の許可等）</p>	<p>（運用時間内の空港の施設の利用の届出） 第4条 略</p> <p>（運用時間外の空港の施設の利用の許可等）</p>

第4条の2 空港の運用時間外に航空機の離陸、着陸又は停留のため空港の施設を利用しようとする者は、あらかじめ、前条第1項各号に掲げる事項を明らかにして、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 略

(土地等の使用)

第11条 空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者は、第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により使用する場合を除き、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る土地等の使用の態様又は目的を変更しようとするときも同様とする。

2 略

(制止又は退去の命令)

第19条 知事は、次の各号の一に該当する者に対し、当該行為を制止し、又は空港からの退去その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 第4条第1項又は第4条の2の規定に違反して空港の施設を利用した者

(2) 第4条第2項の規定による指示又は条件に違反して空港の施設を利用した者

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

第23条 前条第2項に規定する場合においては、第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により空港の施設を利用する者及び第11条第1項の規定により土地等の使用の許可を受けた者は、運営権者が別に定める当該施設の利用及び土地等の使用に係る料金を納めなければならない。

2・3 略

第4条の2 空港の運用時間外に航空機の離陸、着陸又は停留のため空港の施設を利用しようとする者は、あらかじめ、前条各号に掲げる事項を明らかにして、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

2 略

(土地等の使用)

第11条 空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者は、第4条又は第4条の2第1項の規定により使用する場合を除き、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る土地等の使用の態様又は目的を変更しようとするときも同様とする。

2 略

(制止又は退去の命令)

第19条 知事は、次の各号の一に該当する者に対し、当該行為を制止し、又は空港からの退去その他必要な措置を命ずることができる。

(1) 第4条又は第4条の2の規定に違反して空港の施設を利用した者

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

第23条 前条第2項に規定する場合においては、第4条又は第4条の2第1項の規定により空港の施設を利用する者及び第11条第1項の規定により土地等の使用の許可を受けた者は、運営権者が別に定める当該施設の利用及び土地等の使用に係る料金を納めなければならない。

2・3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

# 規 則

鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第47号

鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県営鳥取空港管理規則（昭和42年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(着陸料等の減免) 第10条 略</p> <p><u>(選定事業者の選定の申請)</u> 第11条 <u>条例第21条第2項の規定による申請は、申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>空港の運営等の業務に関する事業計画書</u> (2) <u>貸借対照表及び損益計算書その他の申請者の財務の状況を明らかにすることができる書類</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</u></p> <p><u>(運営権者の名称等の変更の届出)</u> 第12条 <u>条例第22条第1項に規定する運営権者（以下「運営権者」という。）は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者を変更したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による届出は、様式第7号による届出書を知事に提出してしなければならない。</u></p> <p><u>(運営権者による運営)</u> 第13条 <u>条例第22条第2項に規定する場合においては、第1条の2、第1条の3、第5条及び第10条の規定は適用しない。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する場合においては、この規則の規定に基づく所長の権限は、運営権者が行うものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項に規定する場合においては、条例又はこの規則に定めるもののほか、空港の運営に必要な事項</u></p>	<p>(着陸料等の減免) 第10条 略</p>

は、条例第22条第1項の規定により知事が定める基準に従い、運営権者が定めるものとする。

第2条 鳥取県営鳥取空港管理規則の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第1号の2を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

（表面）

空港施設利用（利用変更）届出書

年 月 日

職氏名 様

住所又は  
所在地  
氏名又は  
名称

空港の施設の利用（利用変更）をしたいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 利用に係る航空機の種類、型式及び登録記号
- 2 利用の日時  
年 月 日 時 分着陸  
年 月 日 時 分離陸  
(停留 時間)
- 3 利用する目的
- 4 その他参考事項

備考 利用する目的は、定期運送事業、不定期運送事業その他について記載すること。

（裏面）

- 法令の違反その他空港管理上の支障がないよう使用すること。
- 届出者が、空港を使用した行為により禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。
- 航空保険（第三者賠償責任保険）に加入していること。  
(官公庁等による使用及び緊急時等の場合を除く。)
- 航空保険（第三者賠償責任保険）証券等を提出すること。  
(初回 更新 他空港施設において提出済)

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注 該当する□にレ印を記入すること。

様式第1号の2（第3条関係）

（表面）

空港施設利用（利用変更）許可申請書

年 月 日

職氏名 様

住所又は  
所在地  
氏名又は  
名 称

下記のとおり運用時間外の空港の施設の利用（利用変更）をしたいので、許可して下さるよう申請します。

記

1 利用に係る航空機の種類、型式及び登録記号

2 利用の日時 年 月 日 時 分着陸  
年 月 日 時 分離陸  
(停留 時間)

3 利用する目的

4 その他参考事項

備考

- 1 利用する目的は、定期運送事業、不定期運送事業その他について記載すること。
- 2 その他参考事項は、運用時間外に利用する理由を詳細に記載すること。

（裏面）

- |  |
|--|
| <p><input type="checkbox"/> 法令の違反その他空港管理上の支障がないよう使用すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 届出者が、空港を使用した行為により禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 航空保険（第三者賠償責任保険）に加入していること。<br/>（官公庁等による使用及び緊急時等の場合を除く。）</p> <p><input type="checkbox"/> 航空保険（第三者賠償責任保険）証券等を提出すること。<br/>（<input type="checkbox"/>初回 <input type="checkbox"/>更新 <input type="checkbox"/>他空港施設において提出済）</p> |
|--|

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注 該当する□にレ印を記入すること。

様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第7号（第12条関係）

運営権者（名称・所在地・代表者）変更届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

㊞

下記のとおり、変更が生じたので届け出ます。

記

変更年月日	変更の内容	
	変更前	変更後

附 則

この規則は、鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成29年鳥取県条例第40号。以下「改正条例」という。）の施行の日から施行する。ただし、第2条中様式第1号及び様式第1号の2の改正規定は、改正条例第2条の規定の施行の日から施行する。